

1. 会合名	不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ（第3回）
2. 日時	平成25年4月9日（火）午後1時～午後3時
3. 議案	○ WG報告書案等について
4. 主な内容	<p>○ WG報告書案等について</p> <p>金融庁総務企画局市場課 市場機能強化室より、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案（仮称）について」説明があった後、事務局より、「不都合行為者の取扱いの対象範囲の見直しについて」の「公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応として、『一級不都合行為者の取扱い』の対象範囲を見直すことについて」のワーキング・グループ報告書案についての説明が行われたが、特に意見等はなかった。</p> <p>次に事務局より、「登録取消処分とされた第一種金融商品取引業者等（協会員＝法人）の代表者を『不都合行為者の取扱い』とすることについて」の説明が行われた後、委員より大要以下の通り意見等があった。</p> <p>（主な意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際に法令等違反行為を行っていない者を、管理責任を問うなどの理由で「不都合行為者の取扱い」の審査対象に含めることに違和感がある。 ・ 代表者が具体的な職掌を持っておらず、他に具体的な管理運営責任を負っている者がいる法人である場合、それにも拘らず代表者に対して「不都合行為者の取扱い」の審査対象とするというのは、かなり観念的な、抽象的な責任を問うているような気がする。もちろん、業界の適正さ、信用というものを保持するためには、ある程度そうしたものも必要だろうという考え方もあるだろうが、適用要件を絞る必要があるのではないか。 ・ 代表者の側が自らの無過失を立証しなければならないとなると相当に重いのではないか。要するに、「立証が成功すれば、無過失であることの証明までには至らなくても免責される」という仕組みであればまだよいのかもしれないが、その立証責任を代表者側に「ほとんど間違いなく過失があるのであるから、過失がないことを証明しろ」と要求する制度とすると、過失がないことの証明というのは非常に難しく、ある意味で不可能な証明を求めることになると感じている。 ・ この検討事項の適用要件について、「重大な過失」があるときにとすれば、重大でないということを代表者は主張すればよい。無過失を立証するのは非常に難しいとは思いますが、重大でないという立証はそれほど難しくないのでないか。 ・ この検討事項が何のための制度案かという点、協会規則がないがために、「不

都合行為者の取扱い」相当と分かっているにもかかわらず、協会がいかなる措置も行えないという状態だけは回避したいということではどうか。登録取消処分の30日前までに役員であった者は、金商法の規定により5年間外務員登録等が拒否されるが、30日前よりも前の時点で役員を退任した者については金商法に外務員登録等が拒否される規定がないため、実際に法令等違反行為を行っていた時の代表者に何もペナルティがなくてもよいのかと思われる事案に対して何らかの措置を行わないといけないという趣旨であれば、非常に賛成である。

ただし、この制度が独り歩きをし始めて、登録取消処分をされた法人の代表者は、皆重大な過失があるに違いないとして、協会が「不都合行為者の取扱い」の決定を一件でも行い、以後全てのケースで同様の取扱いとなるのであれば、それは違うのではないかと。したがって、運用の仕方について、何らかの尺度なりが示され、慎重に運用されるという旨が表示されるような報告書の書きぶりが必要であると私は受け止めている。

- ・ 例えば代表者による直接の関与が明らかでない場合であっても、法人組織についての管理運営責任等について、会社であることを念頭に考えると、おそらく突き詰めていけば、代表者に責任がないということはあるのではないかと。

協会規則上の文言で一律に判断されて、その判断が最終的に協会に委ねられるという問題は、今回検討している制度案が運営されていけば、事例が積み上がることできつと払拭されていく気がする。非常に書きぶりは難しいと思うが、例示を出すなりして、わかりやすい形に工夫していくことが必要ではないか。

次に事務局より、『不都合行為者の取扱い』等の措置を行うか、またその内容をどのようなものにするかの審査及び決定の手続において、事故顛末報告書を不要とする例外を設けることについて」想定される制度の概要について説明が行われたが、特に意見等はなかった。

次に事務局より、「その他役職員等に関する処分等のあり方について」想定される制度の概要について説明が行われたが、特に意見等はなかった。

最後に事務局より、「処分等の対象となった行為を行った役職員等の再教育について」想定される制度の概要について説明が行われた後、委員より大要以下の通り意見等があった。

(主な意見等)

- ・ 趣旨には賛成であるが、具体的なイメージを考えるのは、非常に難しい。協会会員が再教育を行った者の資質について事後的にチェックを行うことや、過去に処分等の対象となった行為を行った者を採用した協会会員が再度きちんと教育しなければいけないことなどが検討の対象となっていて、しかも、再教育に伴

	<p>って効果測定まで行うべきかとなると、何を基準に再教育をすることとなるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、再教育を受けないままの状態退職していたような人が転職してきた場合、教育を受けたか否かについて、採用した側の協会員がどのように確認するのかという部分は、なかなか一律的に決めるのは難しいのではないか。 <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関するお問い合わせ先	規律審査部（03-3667-8475）